日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 04. 06

No.14-031

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第４-6

# 解雇に至るまで際立つ
# 信義則違反、不当労働行為の連続（二）

高裁 最終準備書面シリーズ １２

## 人間の尊厳を奪うブランクスケジュール・退職強要面談

JALは、約３３０名の運航乗務員に対して、２０１０年…９月分の勤務割りにおいて、９月２７日以降、本来労働日でありながら、乗務を入れず、スタンバイを連続させる、不可解な行動を取った。

乗員組合は、…直ちにこの勤務割りを撤回し、業務のアサインを求める抗議文をJALに発信した。

ブランクスケジュールをアサインされたことを知った運航乗務員は、JALによって整理解雇の対象者とされたことを知り、強いショックを受けた。

JALは、２０１０年９月２７日に、整理解雇の人選基準案を発表したが、その人選基準案の対象者とブランクスケジュールの対象者はほぼ一致していた。

これはJALが整理解雇の対象とした者をいわば名指しで特定した上で、それらの者について、希望退職措置に応募しなければ解雇されるしかないという二者択一を突きつけることで、自ら解雇することなく、対象者が「自主的に」退職したとい

う体裁を取るために練り上げた、事実上の「指名解雇」とも言える段取りであった。

JALは、乗員組合の反対を無視し、２０１０年１０月２日から、ブランクスケジュールの対象者に対して、最大３回に及ぶ面談を順次実施した。その場では、JALの担当者が「このままでは整理解雇になる可能性が高い」「このまま残っても職場は用意していない」「希望退職で必要削減数に達しなかった場合には、整理解雇の対象者となる」「希望退職に応じないと整理解雇になって、退職一時金の上乗せができなくなる」と述べている。

第２次希望退職募集措置の締切日である１０月２２日が近付くにつれ、本人だけでなくその家族も含めて精神的・肉体的に追い詰められていった。それは、人間の尊厳を奪う極めて残酷なやり方であった。

## 組合は、争議権確立に向けた手続と並行しワークシェア提案

執行部は、整理解雇に反対し、JALに正常な勤務割りを行うことを求めるために争議権を確立し、解雇回避に向けて強い姿勢で事態と取り組むことを決定した。

組合としては、争議権の確立手続の開始と並行して、柔軟なワークシェアの提案を行った。

ところが、JALは、２０１０年１１月１２日には、既に整理解雇の方針を事実上決定し、これをマスコミを通じてリークした上で、
…事務折衝において、「２０１１年３月３１日までに人員削減が達成できなければ整理解雇に合意すること」を組合に迫るという、絶対に組合として受け入れられない条件を敢えて求めてきたため合意に達することができなかった。
しかも、…事務折衝後に、JALは、組合に対して、人員削減目標数を達成できなかった場合には、整理解雇を行うことを通告してきた。

## 争議権確立投票に介入の不当労働行為の連鎖

JALは、…翌１１月１６日には乗員組合やキャビンクルーユニオン（ＣＣＵ）に対して、事務折衝の開催を申し入れてきた。

飯塚ディレクターの発言は、企業再生支援機構の正式な見解として「争議権を確立すれば、３５００億円の出資を行わない」と述べていること、また、加藤管財人代理の発言は「裁判所が、労働組合が争議権を確立した場合、更生計画案の認可をしない可能性がある」という極めて重大な発言であった。

乗員組合執行部は、…文書による組合への提示を求めた。
しかし、（会社は）理由を示さず、組合の要求を拒否した。

JALは、事務折衝から２時間程後…には、運航乗務員に対する職場説明会において、出席していた加藤管財人代理が前記の発言内容を周知した。

また、Ｂ７６７運航乗員部は、発言のあった１１月１６日の夜に、所属の機長、副操縦士全員に対して、Ｂ７６７乗員部部長、副部長連名で、当日の説明会で、管財人代理から、「企業再生支援機構は、争議権が確立した段階で３５００億円の出資を取りやめることを正式に決定した」、「会社存続のために、今後も引き続き正しい状況による各個人での判断を宜しくお願いします」とのメールを発信している。

翌１７日には、運航本部より乗員組合の組合員が所属するJALの全組織に対して、やはり前記の発言内容が周知されている。

そのため、乗員組合には、組合員から「本当に投票を続けても大丈夫なのか」な

ど、争議権を確立することに不安を訴える問い合わせが相次いだ。職場では日増しに混乱が生じ、正常な投票行動を行える状況ではなくなったことから、執行部としては争議権投票を中止せざるを得ない事態に追い込まれた。

…労働組合として使用者と対等な立場で整理解雇回避に向けて話し合うための手段を奪われたと受け止めたら（れ）、整理解雇の恐怖と闘っていた組合員の中には、あきらめて衝動的に希望退職に応じた者もいた。

（これに対して、東京都労働委員会は、２０１１年７月５日、…不当労働行為を認定し、救済命令を発出した）。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

# 2014 年度カンパ、スタート

## 4 年目のご支援

## 皆様の取り組み参加

# 宜しくお願い致します

## 東京高裁要請はがき取り組み中

**リンク：原告団 HP の TOP ページ参照**

## 今後の日程

5 月 15日（木）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より